

地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、「地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業業務委託」について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務は、県農林水産部「農村地域と企業とのマッチング支援事業」と連携して実施するものであり、当該事業の受託事業者が決定しない場合は、この公募の中止・変更等を行うことがある。

2 委託業務

- (1) 業務名 地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業
- (2) 業務の内容 地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業業務委託仕様書（企画提案用）（以下「基本仕様書」という。）
- (3) 委託の期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 提案上限 17,930,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 募集方法

公募型プロポーザル様式による。

4 募集方法

公募型プロポーザルに応募できる事業者は、応募する時点で以下の項目のすべての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という）とする。

(1) 単独企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、滞納がないものとみなす。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月県条例第26号）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人で

ある場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑦ 本提案に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可登録等を受けている者。

⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

(2) 共同企業体

① 各構成員が(1)①から⑧に掲げるすべての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

③ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の企業体の構成員ではないこと。

④ 次の事項を定めた協定書を締結していること、又は当該業務委託締結の日までに協定書の締結を予定していること。なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約の相手方としない。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の契約不適合責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

5 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提案書に記載すべき内容が記載されていないなど提案書がこの要領に定める要件に適合しないとき。
- (4) 提案書に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 見積金額が県の提示する予算上限額を上回るとき。

6 企画提案書の提出等

本企画提案に参加する場合は、下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書 (様式1号)	原本：1部 コピー：5部
② 事業者概要書 (様式2号)	原本：1部 コピー：5部
③ 企画提案書 (様式3号) ※ 提案は1社又は1共同企業体につき、1提案とする。 ※ 提案は全て企画提案書に記載すること。	原本：1部 コピー：5部
④ 見積書 (様式4号)	原本：1部 コピー：5部
⑤ 企業共同体に関する協定書 (任意様式) 及び委任状 (様式5号) ※ 共同企業体として応募する場合のみ。 ※ 共同企業体に関する協定書は参考様式 (別紙) を参考に、必要に応じて協定内容を追加したうえで提出すること。	原本：1部 コピー：5部

(2) 提出期限

- ① 提出書類①、②及び⑤
令和6年5月7日 (火) 午後5時 (必着)
- ② 提出書類③及び④
令和6年5月16日 (木) 午後5時 (必着)

(3) 提出方法

6(1)の①～⑤の見出しを付け、「11担当部署」まで、持参又は郵送 (簡易書留) により提出すること。

(4) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

7 審査

(1) 審査方法

・山形県が設置する「地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業業務委託企画提案審査会」(以下「審査会」という。)において、企画提案審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき、審査を行い、最も優れた企画提案書を採用候補企画として決定する。

・審査にあたり、提案者へ質問及び追加の資料提出を求める場合がある。

(2) 配点及び採点基準

審査要領の「2 配点及び採点基準」のとおり。

(3) 前号の審査にあたって、令和6年5月中旬(予定)に提案者によるプレゼンテーション(オンラインのみ)を実施することとし、開催時間等の詳細は別途提案者に通知する。なお、プレゼンテーションは、実際に本業務のプロジェクトマネジメントを行うものを行うこと。

なお、提案者が多数の場合は、書類選考により上位3者を第1次審査通過とし、それら3者によるプレゼンテーションを実施する。

(4) 提案者が1者のみの場合も、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果はすべての応募者に対して通知する。

(6) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案書作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和6年5月7日(火)午後5時までとする。

(2) 質問・問合せ方法

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に関する質問書(様式第4号)」により行うものとする。質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を企画提案(地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業業務委託)への問合せ」として「11担当部署」あてに提出すること。

(3) 質問書に対する回答は、申請様式を受領した事業者全員に電子メールで送付する。ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

9 契約等

(1) 契約締結

① 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

② 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

③ 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優

秀提案者が失格事由に該当し、失格することが後日明らかになった場合は、その者と契約の手続きを行わず、審査会において次点の評価を受けた者と業務委託契約の締結に係る手続きを行うことがある。

- ④ 契約を締結する者が共同企業体である場合には、契約締結後速やかに共同企業体実施体制図を山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課あて提出すること。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全額又は一部を免除する。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。
- (3) 最優秀提案者選定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容と仕様書と合わせて、原則として契約時の実施仕様書に反映するものとする。ただし、本事業の目的達成のため必要な範囲において、最優秀提案者との協議により契約締結段階において内容の追加、変更及び削除を行うことがある。従って、最優秀提案者の選定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。
- (4) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。

11 担当部署

山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課

住所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電話：023-630-3118

Eメール：ychiikikatsuryoku #pref.yamagata.jp

「#」の部分を「@」に変えて送信してください。